

# 一般重要書類

|        |               |
|--------|---------------|
| 国立公文書館 |               |
| 分類     | 持株            |
| 排架番号   | 3 B<br>13 - 1 |
|        | Ⓔ90           |

総務  
務務

一般重要書類

(委員会事務簿に於ける)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

1 : 28

總理府甲第三一二号

昭和二十六年六月二十日

内閣總理大臣 吉田



持株会社整理委員会

委員長 野田 岩次郎 殿

昭和二十六年六月二十日附持株第八十一号持株会社指定解除に関する意見上申に基づいて別紙内外通商株式会社の指定解除書を送付します。

總理府

0123456789

總理府甲第二八三号

認可書

持株会社整理委員会委員長

昭和二十六年六月十五日附持株第八十号をもつて申請の内外通商  
株式会社に対する持株会社整理委員会令第十三條に規定する譲受財  
産の対価は、申請のとおり認可する。

昭和二十六年六月二十日

内閣總理大臣 青田



總理府

1 : 25

總理府甲第三二四号

認可書

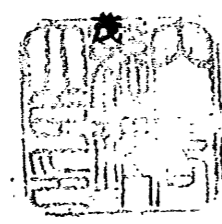
持株会社整理委員会

委員長 野田 岩次郎

昭和二十六年六月二十八日附持総第八十三号をもつて申請の指定者に対する持株会社整理委員会令第十三條に規定する譲受財産の対価は、申請のとおり認可する。

昭和二十六年七月二日

内閣總理大臣 吉田



三井高公案五十名

總理府

總理府甲第三二五号

認可書

持株会社整理委員会

委員長 野田 岩次郎

昭和二十六年六月二十八日附持株第八十二号をもつて申請の持株  
会社に対する持株会社整理委員会令第十三條に規定する譲受財産の  
対価は、申請のとおり認可する。

昭和二十六年七月二日

内閣總理大臣 吉田



三井本社弄土社

總理府

總理府甲第三三四号

認可書

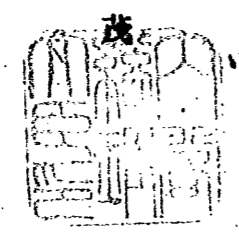
持株会社整理委員会

委員長 野田 岩次郎

昭和二十六年七月五日附持総第八十四号をもつて申請の指定者に対する持株会社整理委員会令第十三條に規定する譲受財産の対価は、申請のとおり認可する。

昭和二十六年七月六日

内閣総理大臣 吉田



岩崎恒隆尋古名

總理府



総理府甲第三四九号

認可書

持株会社整理委員会

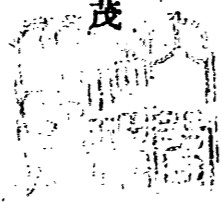
清算人 野田 岩次郎

昭和二十六年七月十一日附持総第一号をもつて申請の財産処分について  
は申請のとおり認可する。

昭和二十六年七月十九日

内閣総理大臣 吉田

茂



総理府

總理府甲第三六二号

承認書

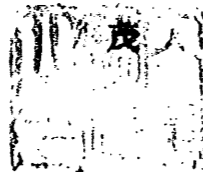
持株会社整理委員会

清算人 野田 岩次郎

昭和二十六年七月二十六日持経第三号をもつて申請の貴委員会の  
財産目録、貸借対照表及び收支計算書は、申請のとおり承認する。

昭和二十六年八月六日

内閣總理大臣 吉田



總理府



正

契

約

書

契 約 書

委託者持株會社整理委員會を甲とし、受託者株式會社巖松堂を乙とし、兩者間に後記物品の委託販賣契約を次の通り締結する。

第壹條 甲は乙に對し、後記物品の販賣方を委託する。

第貳條 委託品の販賣価格は一揃金貳千圓とする。

第參條 乙は、昭和貳拾六年拾月壹日をもつて、同日迄に販賣した委託品の數量を甲に對して報告し、その販賣代金から販賣手数料を控除した金額を甲に引渡すものとする。

第四條 販賣手数料は販賣代金の一割とする。

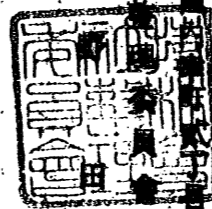
第五條 委託品の販賣に關する業務は、乙において一切これを行うものとする。但し、販賣に必要な新聞廣告代金及び廣告狀の費用は、兩者間において予めその額を協定のうえ、甲において負擔する。

右契約の證として、本契約書貳通を作成し、甲乙各壹通を保持するものとする。

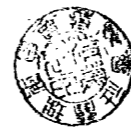
昭和貳拾六年八月貳拾日

委託者

東京都千代田区  
持株會社  
清算人



岩次郎



受託者

東京都千代田區神田保町貳丁目貳番地  
株式會社 巖松堂  
取締役社長 波多野 勤



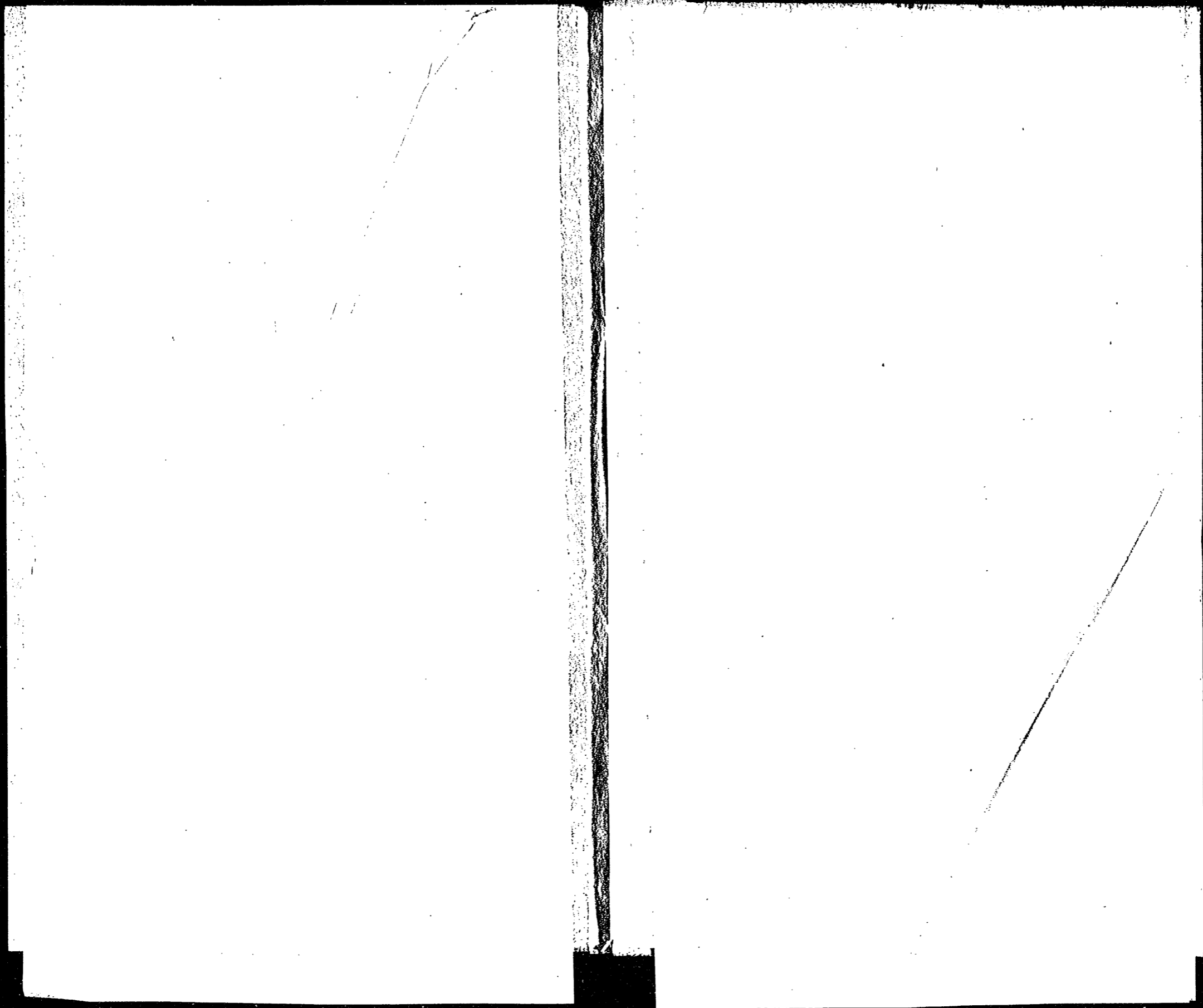
販賣委託品の表示

一、持株會社整理委員會編

|           |     |
|-----------|-----|
| 日本財閥とその解体 | 記述篇 |
| 日本財閥とその解体 | 資料篇 |
| 右添附圖表     |     |

以上三冊一揃

以上



日 本 国 政 府

管 第 三 八 八 二 号

昭 和 二 十 六 年 六 月 十 八 日

持 株 会 社 整 理 委 員 会 委 員 長 殿

大 藏 省 管 財 局 長



三 井 本 社 の 終 身 恩 給 年 金 受 領 者 に  
対 する 功 勞 金 支 給 の 件

大 藏 省

持 株 会 社 整 理 委 員 会 令 第 一 条 の 規 定 に 基 く 指 定 会 社 で あ る 首 題 会 社  
が 貴 委 員 会 の 承 認 を 得 て、 米 六 月 十 八 日 開 催 予 定 の 第 十 三 回 株 主  
総 会 に 上 提 す る こ と と な っ た 首 題 の 議 案 ( 第 三 号 議 案 ) に つ い て は、  
そ の 趣 旨 並 び に 本 件 に つ い て の 貴 委 員 長 と 法 務 府 法 制 意 見 長 官 と の  
照 覆 か ら 見 て、 当 局 と し て も 敢 え て 不 賛 成 を 唱 え る も の で は な い か、  
会 社 が す で に 清 算 中 に あ る こ と 及 び 他 の 場 合 に お け る 影 響 な ど を 考

日本国通報

会社改修の事、前報の中より、又、此の組合の合併は、行はるべき事、  
照会せられた、此の事、了り、不賛成を即ちするものか、否、  
その懸念並に、本件、の、の、貴委員、是、の、懸念、見、官、の、  
議、会、の、上、議、事、の、事、の、事、の、首、議、の、議、案、(一、三、号、議、案、)の、事、  
の、貴、委、員、会、の、承、知、を、得、了、来、る、六、月、十、八、日、開、議、予、定、の、第、十、三、回、株、主、  
株、主、会、株、主、委、員、会、令、第、一、号、の、議、案、に、基、き、議、案、会、株、主、の、首、議、会、株、  
主、の、改、修、に、関、し、金、支、給、の、事、  
三、共、本、株、の、株、主、恩、給、平、金、受、給、の、事、

株主会株主委員委員会委員 謝

大 藏 省 管 理 局 長



昭和二十六年六月十八日

新報三三八二号

日本国政府

えるとき、国有財産管理の立物にある当局としての株主権行使に当  
つては、積極的にこれに賛成することは如何かと考えられるところ、  
同社に対する国の所有株数は過半数に達するものではなく、昨日ま  
でに会社に寄託された一般株主の委任状において本件議案に賛成の  
ものが絶対多数を示しており、国の保有する議決権の賛成がなくて  
も本件の成立は明らかとなつてゐるので、当局としては右に述べた  
立物から本議案については形式上賛成の投票をしないことと致しま  
した。  
右御高承の上貴委員会においては会社に対し可然御指導をお願い致  
します。

大 藏 省



一項に規定する持株会社であつて昭和二十一年九月三十日解散し現に清算中の株式会社が、近く清算を結了すべき段階に達して見ると、その残余財産は、払込資本金額をはるかに超え、きわめて多額の利益が残ることが予想されるに至つたのであるが、このような場合に、会社は次のような団体に対して寄附をすることが許されるか。

(イ) かつては会社の機構の一部門たる経済調査機関であつたが、これを一般公共的な経済調査機関とするため、十数年前会社の寄附行為によつて法人となし、爾後会社の解散に至るまで引き続き会社がその経費の不足額を補填していた財団法人

(ロ) 会社及び個人たる社長から基本財産の寄附をうけて設立せられ、会社の解散に至るまで、経費の不足額をこの両者により補填されていた学校法人

(ハ) かつては会社の診療所としてその機構の一部をなしていたが、会社の解散直前これをそのまま譲受け、その後は会員一般にその

### 施設を利用させている財団法人

#### 二 意見

お尋ねの点は、その出捐しようとする金額といわゆる残余財産の額との均等、その出捐の実質的な意義、会社と寄附をうけようとする者との関係、寄附に関する一般の慣例等を総合的に参酌し、社会通念上妥当と思われる程度の寄附を行うことは、あながち違法とはいえない。

#### 三 理由

清算中の株式会社のなしうべき行為は、清算の目的の範囲内に局限されることはいうまでもないが、どのような行為が清算の目的の範囲に属するかは、必ずしも商法に列挙する事項に限定されるものではなく、もつぱら個々の場合について社会通念に照らし判断しなければならぬ事柄であることは、さきに回答した通りである（本年六月十四日附法務府法意一発第三四号回答参照）。



そこで、お尋ねの寄附の問題について考えて見ると、一般的にい  
つて、定款において寄附が禁止されている場合は別として、解散前  
の会社が相当の寄附をなすことは、その業務を円満に遂行する上か  
らいつても、あるいはまた社会の一員として一般的に負うているそ  
の社会的貢献の義務の点からいつても、当然許されると考えられる  
のであるが、清算中の会社は、たとえ清算の目的の範囲においては、  
依然として法人格が認められ、社会の一員として活動するものであ  
るにしても、それは清算事務を遂行するためにのみ存続するもので  
あつて、その活動の分野もこれに依じておのずから限局されざるを  
得ないから、解散前の会社の場合と全く同一に論ずることはできな  
いと考える。そこで、お尋ねの場合のように、清算中の会社が残余財  
産のうちから寄附をする場合には、その結果いわゆる「残余財産の  
分配」を有名無実ならしめるようなことがないかどうか、その出捐  
金額が残余財産の額と比較して著しく不当なものでないかどうか、

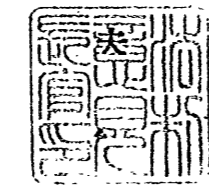
寄附をうけようとする者の事業、会社と寄附をうけようとする者と  
の関係等からみてそのような出捐が果して社会的に妥当なものであ  
るかどうかが、その他どのような寄附について一般的に是認されるよ  
うな慣例があるかどうか等を総合的に参酌した上、社会通念に照ら  
してみてもつともと思われるような事情があり、且つ、その程度のも  
のでなければならぬと考える。従つて、その限りにおいては、寄  
附を行うことはあながち違法とはいえないと解する。

法務府  
法意一 第 三 四 号

昭和二十六年六月十四日

法制意見長官 佐藤 達

持株会社整理委員会委員長 野田 岩次郎 殿



清算会社たる持株会社の終身恩給年金受領者たる

旧役員に対する功勞金の支出について

五月二十四日附書面をもつて照会にかかる標記の件に関し、左のと  
おり意見を回答する。

一、問題

持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）第一条

第一項に規定する持株会社であつて昭和二十一年九月三十日解散し現に清算中の株式会社は、解散当時、会社の内規に従い支給すべき退職役員終身恩給年金を一時金に換算して打切り支給しようとしたが、当時の会社の資金状態がその一時の支出を許さなかつたため、その後約二年半にわたり、従前の内規による年金を支給し、昭和二十四年七月から、商法第四百三十条及び第四百二十五条第四項の規定に基き、裁判所の選任した鑑定人の評価に従つて、一時金の支払を履行したところ、近く清算が終了すべき段階に達してみると、その残余財産は払込資本金額をはるかに超え、きわめて多額の利益が残ることが予想されるに至つたのであるが、このよき場合には、会社は、株主総会の決議を経てその旧役員に対していわゆる功勞金を贈与することが許されるか。

## 二 意見

お尋ねの点は、旧役員がすでに会社から支給を受けた一時金ない

しは退職金をも考慮に加え、その贈与しようとする金額とこの種の支給金として一般に支給される標準額ないしはいわゆる残余財産の額との均こう、このよき金員の贈与に関する一般の慣例の有無等を総合的に参酌し、社会通念上妥当と思われる金員を贈与することは、あながち違法とはいえない。

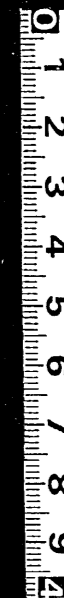
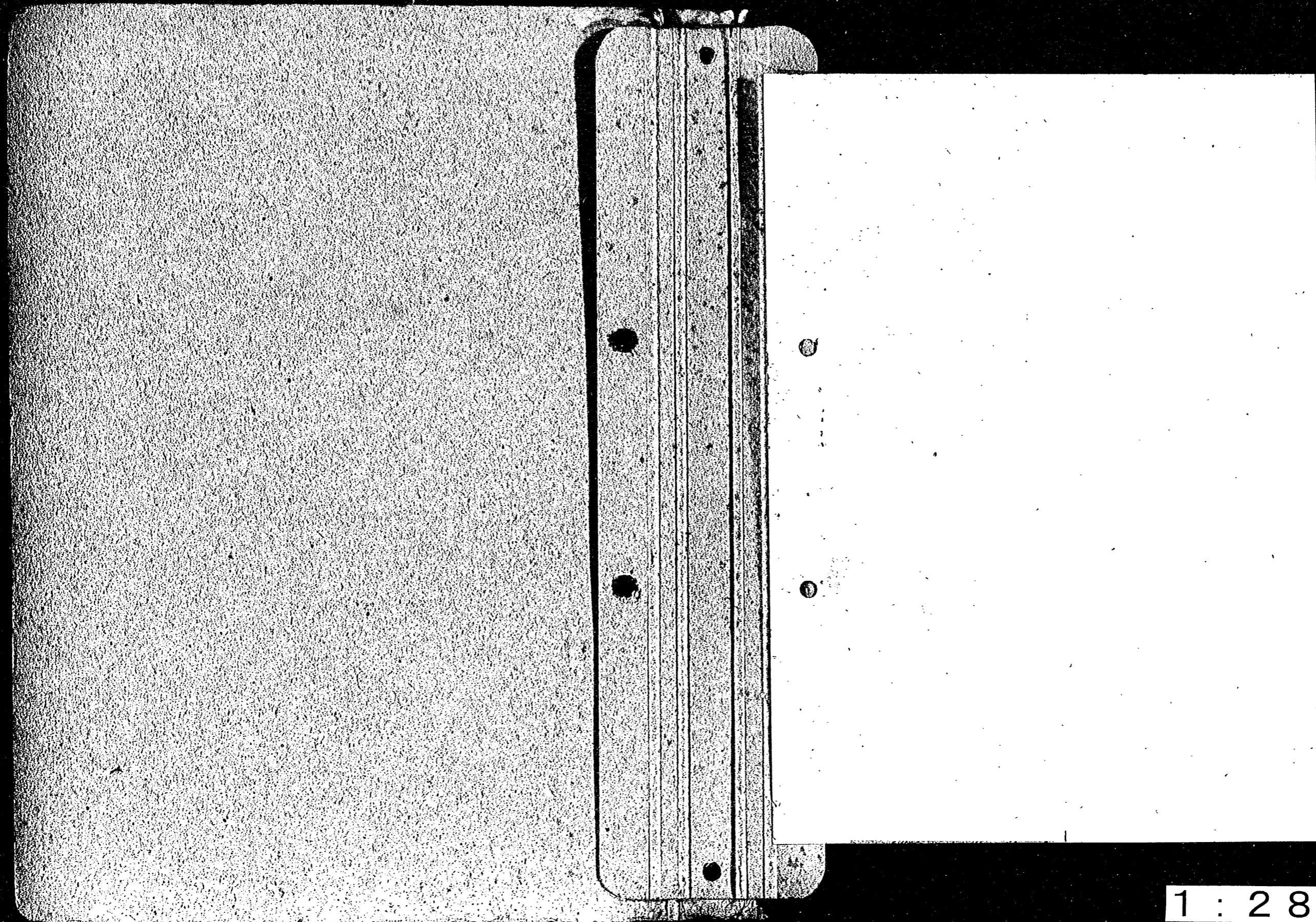
## 三 理由

株式会社が解散した場合には、爾後清算の目的の範囲内においてのみ存続するものであるから、商法第四百三十条、第四百十六條、清算中の会社のなすべき行為は、清算の目的の範囲内に局限されるのであるが、どのような行為が清算の目的の範囲に属するかについては、法は特に明言するところがない。商法第四百三十条によつて準用せられる同法第二百二十四条は、清算人の職務権限に属する事項について規定しているけれども、この規定が清算事務のうち的主要なものを掲げたにとどまり、清算事務の範囲を同条に列挙する事項に限定する趣旨

でないことは、学説及び判例の早くから認めるところである。従つて、同条に列挙していない事項であつても、清算の目的に反しないものであれば、清算中の会社がなすべき事項に属するものといふことができる。しかして、清算中の会社の個々の行為が果して清算の目的の範囲に属するかどうかは、もつぱら、社会の実情に即し、いわゆる社会通念に照して判断しなければならぬ事柄であると考えらる。

そこで、この見地からお尋ねの問題について考えてみると、一般的にいつて、会社が、解散前であると解散後であるとを問わず、会社に功勞があつた者に対しその報酬として金員を贈与することは、会社の目的たる事業又は清算事務を遂行するのに必要な行為であつて、会社の当然なし得る行為であると認められるのであるが（大正二年七月九日大審院第二民事部判決参照）、お尋ねの場合のように、すでに会社から一時金ないしは退職金の支給を受けた旧役員に対し、重ねて残余財産のうちから功勞金を贈与する場合においては、その結果いわゆる

「残余財産の分配」を有名無実ならしめるようなことがないかどうか、またすでに会社から支給を受けた一時金ないしは退職金をも考慮に加え、その贈与しようとする金額がこの種の支給金として一般に支給される額の水準ないしはいわゆる利益金の額と比較して著しく不当なものではないかどうか、その他このような金員の贈与について一般的に是認されるような慣例があるかどうか等を総合的に参酌した上、社会通念に照らしてみてもつともと思われらるような事情があり、かつその程度のものでなければならぬと考へる。従つて、その限りにおいては、お尋ねのような金員を贈与することは、あながち違法とはいへないと解する。



1 : 28

